

## マイナンバー



# マイナポータル<sup>1</sup>の試行運用が始まっています！

国が中心となって運営する、個人向けオンラインサービス「マイナポータル」の試行運用が始まっています。

本格運用（平成29年秋以降）が始まると、子育てに関する手続きの電子申請や各種手当の申請時期の通知の受け取り等の機能が利用できるようになります。

### マイナポータルの主な機能

- ・行政機関の間で行われた個人情報の提供履歴の確認
- ・自分の個人情報の内容確認
- ・行政サービスの通知の受け取り
- ・サービスの検索
- ・電子申請 など

### マイナポータルの利用に必要なもの

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・インターネットに接続できるパソコン
- ・ICカードリーダ（マイナンバーカードに記録された電子情報を読むための機器）

パソコンやICカードリーダをお持ちでない方もマイナポータルが利用できるよう、マイナポータル用端末を2台（総務課、住民課）設置しています。

## マイナポータルの 「子育てワンストップサービス」で 子育ての手続きをもっと手軽に

「子育てワンストップサービス」は政府が運営する「マイナポータル」の中で、自分に合った子育てに関するサービス検索や、オンライン上で申請書を作成して印刷したり、マイナンバーカードを使ってオンライン申請ができるサービスです。児童手当などの手続きがその対象となります。手続きは、マイナポータルの「ぴったりサービス」機能で検索することができます。

現在は試行期間のため、一部のサービスを利用することができます。



### マイナンバーカードをお持ちでない方へ

マイナンバーカード取得の  
申請手続きを  
お手伝いします！



役場に設置しているマイナポータル用端末で、マイナンバーカードの交付申請ができます。

町では、カードの交付を希望する方を対象に無料で写真撮影を行い、申請のお手伝いを行います。

希望する方は、身分を証明できる書類、又は「通知カード」と一緒に届けられた「個人番号カード交付申請書」を持参し、役場住民課総合窓口グループまでお越しください。

お問い合わせ 役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111（内線49）

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ■ 交通事故など、第三者の行為によりけがや病気になったときは？ ■

交通事故（自動車事故や自転車事故等）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によってけがや病気になったとき、本来、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、被保険者証を使って治療することができます。治療費のうち後期高齢者医療制度の負担分については、後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日、加害者に請求することになります。

### ◆ 第三者の行為とは？

○交通事故 ○他人の飼い犬にかまれた ○購入食品や飲食店等での食中毒 ○暴力行為 など

### ◆ 警察に届け出ましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

### ◆ 役場に届け出ましょう

法令により、速やかに後期高齢者医療広域連合に届出をすることが義務付けられていますので、第三者行為による被害届の申請をしてください。

#### 【申請に必要なもの】

- 第三者行為による被害届（役場にありませぬ。） ○被保険者証 ○被保険者の印鑑
- 事故証明書（後日でも可） など

## お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合  
住所 〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目  
国保会館6階  
電話 011-290-5601

役場 住民課住民福祉グループ  
電話 33-2111（内線44）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

## 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **810円**

効力発生效年月日 平成**29**年**10**月**1**日

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されませぬ。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

### ◆お問い合わせ

厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金室 ☎ 011-709-2311 ・ 滝川労働基準監督署 ☎ 0125-24-7361

# 国民年金



## 国民年金保険料の「後納制度」について

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることにより、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られる可能性があります。ただし、すでに老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申込みが必要です。詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル」(0570-003-004) または砂川年金事務所にお問い合わせください。

## 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成29年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一にときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。



### ◆お問い合わせ先

- 砂川年金事務所 〒073-0192 砂川市西4条北5  
TEL0125-52-2144
- 役場住民課総合窓口グループ  
TEL33-2111（内線42）

# 指定管理者を募集します

## 秩父別町認定こども園



## ローズガーデンちっぷべつ



### 1. 指定管理者募集施設

秩父別町認定こども園及びローズガーデンちっぷべつ

### 2. 応募資格

秩父別町内に本社等の主たる事業所を有する法人若しくはその他の団体又は法人等のグループ

### 3. 施設の管理を行う期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年間）

### 4. 応募方法

- ①応募書類の配付期間は、平成29年10月13日（金）までです。
- ②応募書類の配付場所及び提出先、お問い合わせは施設ごとに次のとおりです。
  - ◆秩父別町認定こども園・・・住民課総合窓口グループ 33-2111（内線42）
  - ◆ローズガーデンちっぷべつ・・・産業課産業グループ 33-2111（内線64）
- ③応募書類の提出期限は、平成29年10月31日（火）までです。

## 一日行政相談所を開設します

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受けた民間有識者で、皆さんの相談相手として、国の仕事に関する苦情や要望を受け付け、その解決を図る行政相談業務を行っています。

また、総務省では、行政相談制度について、国民の理解を得るとともに、その利用の促進を図るため、毎年10月15日以降の最初の月曜日を初日とする一週間を「行政相談週間」と定め、全国一斉に各種関連行事等を実施しています。

本町においても、行政相談委員が、「行政相談週間」に関連する行事として、以下のとおり、一日行政相談所を開設しますので、国などの仕事やサービスについてお困りごとや、苦情がありましたらご相談ください。

- ◆日 時 平成29年10月17日（火）午後1時00分～午後3時00分
- ◆場 所 秩父別町役場2階
- ◆相談例 年金・税金・道路・労働問題など行政一般
- ◆お問い合わせ 役場総務課総務グループ 33-2111（内線34）